

2009年11月17日

mail ニュース

3・通巻248

自治労連

都庁職

自治労連都庁職員
労働組合

発行人 米山隆史

TEL 03-5381-0250

2009年度対都賃金確定闘争の決着に当たっての書記長コメント

2009年11月17日

自治労連都庁職書記長 米山 隆史

1. 若干の経過

(1) 国と都の勧告をめぐって

人事院は8月11日、国会と内閣に対して国家公務員の給与等に関する勧告を行いました。勧告の主な内容として、例月給は09年4月給与の官民較差を0.22%・863円(平均年齢41.5歳)減として、俸給表の切り下げを4月に遡及して行うとしています。一時金については、年間支給月数(昨年7月から本年8月までの調査で)を0.35月分引き下げるとして、6月期の凍結分(0.2月分)を支給せず、12月期に0.15月分減額するとしています。これにより、年間給与は、平均15万4千円程度減収になります。さらに、自宅に係る住居手当の廃止を勧告していますが、これにより新築・購入後5年間2,500円の支給が廃止されます。また、高齢期の雇用では、無年金化に対する制度として65歳までの定年延長について早急に検討を進めていくとしています。

公務における非正規雇用職員の労働条件改善では、現行の日々雇用状態を任用期間・再任への改善、忌引休暇等の範囲拡大などに言及しました。

東京都人事委員会は、10月9日、都議会議長及び都知事に対して「職員の給与に関する報告(意見)と勧告」と「人事制度及び勤務時間制度に関する報告(意見)」を行いました。その内容は、例月給について人事院勧告(863円0.22%)を大きく上回る公民較差1,468円0.35%としています。特別給についても人事院同様の年間支給月数0.35ヶ月(再任用0.15ヶ月)の削減を勧告しました。結果、平均年間給与で17万6千円の減額となります。さらに、地域手当の支給割合の引き上げ(16%から17%)に伴う本給引き下げと合わせ、給料表の引き下げを平均1.2%とし、昨年同様、中高年齢層の引き下げを強める昇給カーブのフラット化(若年層0.0%~高年齢層1.5%)を推進しています。実施時期については、本年4月から「所要の調整」を3月の年度末手当としてしています。住宅手当については、「国の見直しを契機に、今後の制度のあり方を検討していく」として本年度の改定は行いませんでした。

また、勤務時間については、昨年(意見で)出された15分の短縮については、未実施にもかかわらず、一切触れられていません。定年制問題では、人事委員会は国や他団体、民間の動向を注視し研究を進めるとしています。

今回の人事委員会勧告は、人事院勧告に追随し労働基本権の代償機関としての役割を果たしていません。第三者としての独自性・中立性・客観性・科学性を放棄し、職員の労働条件向上を一切無視する不当な内容であり断固として認めるわけにはいきません。都人事委員会勧告の内容は、給与水準比較においても、100人未満の企業規模給与1000人以上を比較しても1万8千以上の較

差があります。また、国家公務員と都職員の給与較差は104.2で、民間賃金は国と東京都は121.4となっており、勧告について全く合理性がありません。さらに、民間給与では管理職の引き下げ幅が大きい報告（ベースダウンで一般従業員1.9%・管理職2.3%）がされているにも関わらず、引き下げ幅の緩和を行う措置が講じられています。特別給においても、5月の国追随の異例な勧告により、0.2ヶ月削減（凍結）が行われ民間中小企業の夏季一時金受結状況に波及し、作り出された結果といえます。期末・勤勉割合では、勤勉手当率の拡大により業績反映の割合を高める内容が勧告されています。

（2）都労連・都庁職の取り組み

都労連は10月16日に第1回中央委員会を開催し、秋季年末確定闘争の勝利に向けて闘う方針を確立しました。

東京都は、10月9日の人事委員会勧告を受け、10月14日の小委員会交渉において 勧告の取り扱い 退職手当 旅費制度 勤務時間・休暇制度 メーカー職免についての考え方が表明され、都労連は労使で協議して解決することに誠意を尽くすことを表明しました。

都労連は、戦術委員会において、都労連要求実現を目指すとして、7波の総決起集会と1時間のストライキを設定し闘争に突入しました。

小委員会交渉では、都当局は都労連の諸要求に全く応えない姿勢に終始し、全くの進展が無いまま時間が過ぎました。

11月16日21時40分に都労連委員長と副知事の会談が開かれ、24時45分に単組代表者会議が開催され、17日4時に都庁職拡大闘争委員会が開催されました。

その後、都労連委員長に対して示された最終回答を戦術委員会で判断し、総合的に積み上げてきた到達点として「苦渋の判断」で受結を決定し、1時間ストライキについては解除することとしました。

（3）東京自治労連・自治労連都庁職の取り組み

自治労連都庁職は産別労働組合の立場から、都労連・都庁職とともに全力を挙げて今年の賃金確定闘争を取り組んできました。

自治労連都庁職はこの間、東京自治労連とともに、官民の共同を推進する立場で運動を進めてきた。10月15日には「09賃金確定・10予算人員要求実現、秋期年末闘争勝利！東京自治労連・自治労連都庁職10・15都庁前決起集会」を実施し、決起集会・新宿駅西口での都民宣伝行動・現業闘争推進意思統一集会を成功させました。

11月5日には、都庁職現業要請に自治労連都庁職も「現業職員の賃金労働条件改善等に関する要請」を行いました。

賃金確定闘争の山場を控えた10月26日、東京地評が事務局を努める東京春闘共闘に対して、「09賃金確定闘争・10予算闘争についての要請」を行い、11月7日に民間労働組合29単産より、「不当な東京都人事委員会勧告に抗議し、都職員のたたかいに連帯するアピール」が表明されました。アピールでは、「今回のマイナス勧告は、2009年春闘の集約結果とも異なり、ラスパイレス方式を持ち出すなど政府の公務員総人件費削減攻撃に屈服し、都職員の厳しい生活実態を考慮しない意図的な政治勧告です。いま、公務労働者と民間労働者の相互に対して、「悪魔のサイクル」といわれるように、賃金抑制・労働条件の切下げが繰返されています。この不当勧告が実施されれば、東京で働く民間労働者や公務職場の臨時・パート労働者への悪影響ははかりしれません。同時に、こうした労働者の賃金引下げは、都民生活の消費支出をさらに低迷させ、金融不安以降で冷え

こんだ景気を一層深刻化させることは必至です。不当な東京都人事委員会勧告・2009年賃金確定での貴労働組合の闘いは、私たち民間労働者のもとより、広く都民生活の向上にとって極めて重要な闘いです。私たちは、2009年確定闘争勝利・秋冬闘争での要求実現のために奮闘されている自治労連東京都庁職員労働組合のたたかいに対して、深い敬意と熱烈な連帯の意志を表明いたします」と連帯の表明がされました。

2. 都側回答の概要

- (1) 人事委員会勧告で示された例月給の改定については22年1月1日より実施し、「所要の調整」では例月給の改定と一時金の削減を3月期の期末手当において実施する。年末一時金については、現行の条例、規則どおり期末手当を1.65月分、勤勉手当を0.5月分、合計2.15月分を12月10日に支給する。
- (2) 15分の勤務時間短縮については、平成22年4月1日から実施する。
- (3) 時間単位の年次有給休暇の取得の見直しでは、時間単位の年次有給休暇の日数は5日以内での取得にする。また、半休制度を全庁的に導入し、半休については時間単位の年次有給休暇の取得日数には含めない。
- (4) 現業系職員の任用については、引き続き協議する。
- (5) 都労連要求の、子どもの看護休暇について、9歳までの子が複数いる場合の付与日数を10日(子1人につき年5日を限度)とする。

3. 妥結にあたっての書記長コメント

国政においては、8月の総選挙で暮らしや福祉・教育と働くルールを大切にする政治を求めて、多くの労働者・国民が政治の転換で自公政権を終わらせました。民主党政権は、来年度95兆円の予算編成を掲げ、マニフェストの実現に向けひた走りに邁進し、税収を上回る国債の発行などを目論んでいます。また、大企業・大資産家に対する優遇税制の延長や減税を止めようとはしていません。今、日本経済を立て直すためには、大企業本位ではなく、国民の懐を温める内需拡大政策への転換が求められています。

730万人公務関係労働者の暮らしの悪化は、民間の賃金改善の流れに水をさし、民間賃金切り下げへの悪循環を招き、地域産業と地域経済に重大な打撃を与えるものです。

こうした情勢の下で行われた、今次確定闘争では、都当局は都労連要求に応えず 都人事委員会の不当な例月給と一時金の削減を実施 現業の任用制度改善を引き延ばし。他の自治体では触れてもいない「労基法改正」に伴う時間休の5日制限を強行しました。私たちは、都当局の回答に対して強い怒りを持って糾弾します。

都労連は、都側の最終回答に対して、「非常に厳しい到達点であり、職場組合員の期待からすると大きく後退せざるを得ない不十分なものであるが、都労連に結集する全単組の闘いの到達点」とし、労使交渉で自主解決を図ることの実践した闘いとして「苦渋の判断」として妥結を決定しました。

激動する情勢の中、私たち自治体労働者の賃金・労働条件の向上を求める闘いは、官民の共同とともに、非正規労働者をも視野に入れることが重要になっています。自治労連都庁職は引き続き、都労連・都庁職の仲間と団結するとともに、こうした立場で10春闘を始めとした闘いに全力を挙げることを表明します。

以上